

都道府県国保ヘルスアップ支援事業について

平成30年度の国の特別調整交付金のメニューとして、「都道府県国保保健事業（都道府県国保ヘルスアップ支援事業）」が新設され、令和2年度より保険者努力支援交付金として新たに組み込まれた。

交付対象事業としては、以下の6事業である。（詳細は資料4-2を参照）

- (A) 市町村が実施する保健事業の更なる推進に資する基盤整備
- (B) 市町村の現状把握・分析
- (C) 都道府県が実施する保健事業
- (D) 人材の確保・育成事業
- (E) データ活用を目的として実施する事業
- (F) モデル事業

※ また、市町村は、それぞれ医療費データ等の分析を行いデータヘルス計画を作成して、住民の健康増進と医療費の適正化に向けた取組を行っているが、各市町村の保健事業は市町村ごとの健康課題等の特徴とは別に同様の事業を実施しているなど個々の課題に則した取組は少ない。

※ 市町村がデータヘルス計画の充実を図り、住民の健康増進と医療費の適正化に向けた取組を効果的・効率的に行うためには、保険者自らが地域の課題を把握する必要がある。

これらのことから、今年度の千葉県ヘルスアップ支援事業として、以下の事業を検討している。

○ 県内市町村の特定健診・レセプトデータ等の分析

（都道府県ヘルスアップ支援事業（B）該当）

県内共通の指標、分析手法を用い、県内市町村間の比較（見える化）ができるようし、特徴を明らかにする。また、市町村の保健事業担当者が対象への訪問指導等、保健事業の実施計画を企画立案する際に活用できるように健康課題等の対象者とその現状を把握する手法を検討、提示する。

なお、これらの分析結果について説明会を開催し、市町村担当者へ情報提供をする。